

# 第1回智頭町議会定例会会議録

令和3年3月19日開議

## 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案の訂正
- 第 3. 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案の訂正
- 第 3. 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

## 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

## 1. 会議に欠席した議員（0名）

## 1. 会議に出席した説明員（15名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌

税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	矢 部 久美子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	松 田 絵 理

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、岸本眞一郎議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2. 議案の訂正

○議長（大河原昭洋） 日程第2、議案の訂正の件を議題とします。

智頭町長より、議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての一部について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正する旨申出がありました。

これを認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、配付の正誤表のとおり訂正することに決定しました。

### 日程第3．議案第54号

○議長（大河原昭洋） 日程第3、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

本論に入る前に一言付け加えます。本案に対する各議員の態度は、既に明らかになっていますが、多くの反対する議員がありながら、誰一人として反対討論がなされません。近づく選挙を前に、町民の反対の多さを意識してのことだとすれば、言論の府と言われる議会の姿と相反するもので残念でなりません。

さて、この議案は昨年9月に議決された、議員報酬を5万1,000円増額したことに対して、多くの町民から強い反対の声、憤りが沸き上がりました。年間約1,200万円の財源は、本来住民サービスに使われる一般財源から流用される結果、行政サービスの低下と負担の増加につながりかねないもので、町民が不

利益を受けることが予想されます。これを阻むために地方自治法第74条の有権者の50分の1以上の署名を集めることで、条例の改廃を求める制度を生かし、法定数の10倍近い1,167名の署名を集めて今に至っています。

一方、議会側も説明不足を認識し、特別委員会を設置し、57集落774名の参加者に説明し、意見を求めました。約半数の方から意見が出ましたが、私が出た集落のほとんどでは反対の意見が多かったし、また、議長も反対の意見が多かったとの発言がありました。仮に、賛否が半々だとしても賛成は200名にも足りません。このような結果から見ても、町民の報酬問題に対する判断は明らかなものです。

本案は、報酬を一度元に戻し、次の選挙で選ばれた議員が報酬、定数、議会、議員の在り方について、町民と対話のキャッチボールをしながら決めていくことを求めたもので、一度決めた議決の重みに固持し、町民との距離を今以上広げることが、我々議会の目指す方向でしょうか。

郷土の政治家、古井喜実元厚生大臣の「政治家は貧しく、国民は豊かに」の言葉が今さらながら思い出されます。また、議員必携には「議員の表決において投じる一票は、住民の立場に立っての真剣な一票でなければならない」と明記されています。

以上の論点から、私は住民の代弁者としての役割を果たし、信頼関係を築く第一歩が本案を成立させることだと信じ、賛成するものです。

以上で、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに、討論はありませんか。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 私は、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

このたび、町民の1,167名が報酬増額を元に戻すことを請求する署名をされました。約1か月間という短い期間で行われたことを考えると、非常に重い数字であると思います。この1,167名の意志を尊重し、9月に行った議決を一度取り下げ、町民との信頼関係を取り戻し、改めて町民との話し合いを重ね、報酬、定数、議会、議員の在り方について議論していくべきと考えます。

今の報酬を少ないと思っている議員は1人もいないと、議長は公の場で発言さ

れているにもかかわらず、議員の成り手不足解消の一助でしかない報酬増額を、ここまで多い反対意見を押し立ててまで守る必要がどこにあるのか、理解することができません。報酬を増額しなければ、議会改革をすることができないのでしょうか。87集落の報告会においても、6地区の報告会においても、多くの町民は増額することに理解を示しているわけではありません。

その理由として、1つ目に、議決までに十分な説明がなかったこと。2つ目に、5万1,000円の根拠が明確でないこと。3つ目に、コロナ禍で町財政、町民の生活も厳しい状況であること。4つ目に、議員活動が見えないことなどを疑問視し、議会に対し不信感を持っておられます。

地方議会の在り方についての政府の答申の中に、報酬を増額すれば成り手不足が解消するとは言えない、つまり、議会議員の魅力を示さない限り、報酬が増額しないし、成り手不足も解消できないとあります。報酬増額ありきではなく、まず、立候補しやすい環境を整え、議員の見える化、議会の見える化、さらなる議会改革を推し進め、住民の信頼を得ることが大切であり、町民とともに歩む議会を目指すべきだと考えます。

今後も智頭町を考えると、人口減は避けることはできません。住民、役場、議会が一体となり、同じ未来図を共有し、力を合わせ、持続可能なまちづくりに取り組んでいかねばなりません。議決の重みにこだわり過ぎて、本当に大切な民意が忘れ去られているように思います。議決の先には、住民の利益が見えることが前提だと考えます。

町政にとって重要なのは、広く住民の意見を聞き、その方向を尊重することであり、それが民主主義の基本のはずです。町政の主役は、あくまでも町民であるという最も基本的なことが、今回あまりにもおろそかになっているのではないのでしょうか。

議決を元に戻すことで、今までの議論が全く無駄になるとは思いません。住民軽視を大いに反省する材料とし、さらなる議会改革に役立てればよいと思います。明確な住民の利益が見えない議決を下ろし、新たなスタートに立つべきときです。そこからが、本当の意味での議会改革の始まりであると、私は考えます。

以上の理由により、条例改正請求に賛成をいたします。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 3名）

○議長（大河原昭洋） 起立少数です。

よって、本案は、否決されました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

本日は散会といたします。

閉 会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年3月19日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 酒 本 敏 興